

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口構造

平成30年3月31日現在の松戸市の住民基本台帳人口は、494,733人であり、その内訳は、年少人口58,803人(11.9%)、生産年齢人口311,104人(71.8%)、老年人口124,826人(25.2%)である。

平成15年3月31日の住民基本台帳人口(総数465,707人、年少人口65,307人(14%)、生産年齢人口334,185人(71.8%)、老年人口66,215人(14.2%))(松戸市住民基本台帳からの集計による)と比べると、老年人口が増加する一方で生産年齢人口が減少しており、今後、この傾向は続くものと予測される。

また、人口の地理的な分布についてみると市内に偏りなく分布している。

② 産業構造及び中小企業者の実態等

松戸市においては、卸売業・小売業が、売上高の47.9%、企業数の21.3%を占めていることから主要産業である。業種別の売上高については、卸売業・小売業に続いて製造業、建設業、医療・福祉業の順になっている。また、近年は、医療・福祉業、教育・学習支援業の事業所数・従業者数が伸びており、平成21年と平成26年を比べると、医療・福祉業では、事業所数が265事業所、従業者数が5,547人、教育・学習支援業では、事業所数が25事業所、従業者数が1,083人それぞれ増加(平成26年経済センサス基礎調査)し、特に、医療・福祉業については、高齢者の増加及びサービスの多様化に伴い、今後とも従業者数が増加することが予測される。

製造業に目を向けると、事業所数・従業者数ともに、食料品製造業、金属製品製造業、各種機械器具製造業、電子部品等製造業、プラスチック製品製造業の割合が高く、これらの業種を合わせると、事業所数で製造業全体の63%、従業者数で製造業全体の72%を占める(平成26年経済センサス基礎調査)。また、市内に医療機関が充実している環境もあり、医療やバイオ関連の高付加価値企業が集積している。

このほか、市の施策として国の地方創生推進交付金を活用して、ゲームやアプリ、書籍、映像等といったコンテンツ産業に係る企業の集積を図るため、販路開拓や相談業務など様々な支援策を講じている。

続いて、農業に目を向けると、東京都に隣接し、都心から20km圏内にある都市

ながら、経営耕地面積565ha、農業従事者数1,584人（2015年農林業センサス）を数え、野菜・果樹の生産地として都市農業を展開している。

中小企業者に目を向けると、金属製品製造業、各種機械器具製造業などの企業を中心に、人手不足へ対応し生産性を向上させるため、先端機器への投資を積極的に行う企業が少なくない。これらの企業はベテラン工員から若手への技術の承継、オペレーションのマニュアル化、1人で扱える機械を増やすための訓練など、生産性を向上させるための努力をしており、このような企業が増えることで、市全体としての生産性も向上すると考えられる。

（2）目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に75件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定された事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上すること。

2 先端設備等の種類

広く市内事業者の労働生産性向上を後押しする観点から、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

広く市内事業者の労働生産性向上を後押しする観点から、市内全域を対象とする。

（2）対象業種・事業

広く市内事業者の労働生産性向上を後押しする観点から、すべての業種を対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象としない。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

- 号)に基づき、営業の許可又は届出を要する事業
- ② 反社会的勢力との関係が認められる事業
 - ③ 宗教活動や政治活動を目的とする事業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・雇用の安定の観点から、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・市税を滞納している事業者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。